



合併後5年間のまちづくり

【市民福祉部】

平成22年2月



主な取り組み

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 安全な消費生活の確保のための意識の啓発

- ◇ 真に豊かな消費生活を実現するため、消費者教育・啓発活動並びに情報提供を行った。
- ◇ 消費生活講座の開催（平成20年度実績：15回開催（参加者 1,085人））

● 相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 消費生活相談員による窓口相談並びに電話相談（消費生活相談員の配置）

● 交通安全意識の啓発

- ◇ 交通事故による被災者を救済するため、関係機関と協力しながら、相談業務の充実を図るとともに、交通災害共済制度への加入促進に努めた。

平成20年度 主な相談内容	割合
1 金融（ヤミ金・多重債務等）	35.56%
2 他の相談（婚姻・相続等）	26.82%
3 教養（学習教材・書籍等）	5.07%
4 土地建物（賃貸トラブル等）	4.19%
5 運輸（不当請求・有料サイト等）	4.11%
6 その他	24.25%
計	100.00%



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 住民サービスの充実

- ◇ 証明書自動交付機を本庁，各支所，出張所へ設置し，住民への均一なサービスの確保と利便性の向上，負担軽減，窓口混雑緩和を図った。
- ◇ 移動連絡車の改良（下甌支所）
これまでのFAX送信から住基カードを利用したシステムへ変更し，証明書の即時発行を可能とした。
- ◇ 年度末年度始めの繁忙期に窓口時間の延長や土曜日曜の開庁を行った。

● 住基カードの普及

- ◇ 窓口に横断幕を設置し，広報紙や封筒に住民基本台帳カードの案内を掲載した。
- ◇ 出張窓口サービスを実施し，住民が窓口に来ることなく，地区コミュニティセンター等で受付・交付を行った。
- ◇ 自動交付機での証明書発行手数料の値引きを行った。
- ◇ 住基カードの無料化（平成21年5月～平成23年3月31日）を行った。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 健康づくりの推進

- ◇ 平成18年度に「健康さつませんだい21」の策定、生涯を通じた健康づくりの方向性を示した。
- ◇ 平成20年度には、乳幼児期から高齢期までの健康づくりを包括的に支援するため、保健師・栄養士を本庁に集約し、市民の健康づくりの支援体制を強化した。

● 生活習慣病対策／がん対策

- ◇ 死因別死亡者の中で3人に1人が、がんで死亡する現状を考慮するとがん対策は、大きな課題である。がん検診の受診率向上を目指して市内全域で受診できる体制を整備した。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 生活習慣病対策／特定健診・特定保健指導

- ◇ 生活習慣病の中では特に糖尿病とその予備群の増加が見られるため糖尿病対策を重点事項として特定保健指導を行った。川内・樋脇・祁答院地域では、糖尿病予防教室を4回、延245人の参加で実施した。

● 母と子の健康づくり

- ◇ 平成18年度に、薩摩川内市母子保健計画を策定した。
- ◇ かがやけ思春期ふれあい体験事業・カンガルー事業として取り組み、市内の中学校・小学校高学年の児童・生徒にいのちの大切さを伝えた。
- ◇ 夢ふくらむ妊娠期
不妊治療費の助成【コウノトリ支援事業】、甑地域妊婦健診旅費等助成事業【こしき子宝支援事業】を創設するとともに、安心安全な妊娠出産のために妊婦健診の公費負担を14回行った。
- ◇ 笑顔いっぱい育児期
育児不安を持つ保護者や虐待の早期発見のため乳児家庭全戸訪問事業を行うとともに乳幼児健診を川内保健センター・樋脇保健センターに集約し、小児科医・発達相談員・保育士等の専門職を配置し、内容の充実した健診を行った。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 食による健康づくり

- ◇ 朝食や野菜の摂取について職域や学校・地域の市民への普及啓発を食生活改善推進員と連携し実施した。
- ◇ 離乳食から介護食まで、ライフステージごと、栄養士を中心に実施した。

● 介護予防

- ◇ 平成18年の介護保険法の改正により介護予防の概念が導入され介護予防事業に取り組み、市内全域で特定高齢者及び一般高齢者の介護予防事業を行った。
また、高齢者の増加に伴って増える認知症対策として市内7ヶ所で認知症予防講演会を実施した。

● 感染症予防

- ◇ 平成17年度からポリオ以外の定期予防接種については、集団接種から個別接種に移行し安全安心の確保を図った。
- ◇ 新型インフルエンザ対策については行動計画を作成し庁内関係課とともに対策を行った。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 主な取り組み

● 川内地域一次救急医療体制運営事業

- ◇ 平成20年度から、二次救急医療施設で働く医師の勤務負担を軽減するため、川内市医師会会員による川内市医師会立市民病院・済生会川内病院での一次救急患者診療支援体制の運営の一部を助成することにより、救急医療の確保を図った。

● 病院群輪番制病院運営事業及び共同利用型病院運営事業

- ◇ 都市部において中心的な機能を担う医療機関が実施する病院群輪番制病院運営及び薩摩郡医師会病院が実施する共同利用型病院運営事業の経費の一部を助成することにより、休日夜間における入院治療を要するなどの重症救急患者に対応できる救急医療体制の確保を図った。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 甌島地域の医療機器整備

- ◇ 県補助金を活用して、年次的に医療機器を整備し、医療体制の充実と医療サービスの維持向上を図った。

● 医療福祉従事者奨学資金貸与条例の制定

- ◇ 平成20年4月、薩摩川内市医療福祉従事者奨学資金貸与条例を制定、専門職の資格取得を目指す学生等に対する奨学資金の貸与制度を通じて、甌島地域における専門職の確保を図った。

● 在宅当番・救急医療情報提供実施事業

- ◇ 川内市医師会及び薩摩郡医師会に対し、在宅当番及び救急医療情報提供の実施を委託し、休日又は夜間における一次救急医療体制の確保と住民への救急医療知識の普及啓発を図った。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 保健・医療・福祉のネットワークの形成

◇ 甌島地域保健医療福祉関係施設連絡協議会

平成20年8月：甌島地域保健医療福祉関係施設連絡協議会を設立し、甌島地域の保健・医療・福祉のネットワークの形成を推進した。

● 初期医療体制の整備

◇ 上甌島における歯科診療の再編

平成21年4月：上甌島での歯科診療の一体的運営を実施し、「甌島における医療体制のあり方指針」に基づく医療体制の再編を図った。

● 高度医療機器整備への補助

◇ 平成20・21年度の2か年にわたり、川内市医師会立市民病院に対し、高度医療機器整備に係る費用の一部を補助することにより、市民の健康維持と高度医療受診の確保を図った。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 国民健康保険事業／移送費支給基準の整備

- ◇ 甌島地域から、漁船等を借上げて移送した場合の移送費の支給基準を定め、移送に係る費用を支給することにより患者の経済的負担の軽減を図ることとした。（平成19年4月1日）

● 国民健康保険事業／国民健康保険税率の統一

- ◇ 平成17年度の税率改正で不均一としていた甌島地域の税率を統一した。（平成20年4月1日）

▼現在の税率

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.4%	18.0%	18,500円	19,000円
支援金分	2.0%	7.0%	6,500円	5,000円
介護分	1.3%	8.0%	8,000円	5,000円

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 国民健康保険事業／特定健診・特定保健指導の開始

- ◇ 糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導が医療保険者に義務付けられたことに伴い、国保保険者として、特定健診・特定保健指導を開始した。（平成20年4月1日）

	平成20年度実施率
特定健診の実施率	31.2%
特定保健指導の実施率	47.3%

● 後期高齢者医療事業／後期高齢者医療事業の創設

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、老人保健医療事業は廃止となり、後期高齢者医療事業が創設され、県を単位とした後期高齢者医療広域連合で運営されることとなった。（平成20年4月1日）

● 後期高齢者医療事業／後期高齢者医療保険料の徴収

- ◇ 保険料の賦課は後期高齢者医療広域連合で行うが、徴収は市町村事務とされ納付書発行及び収納事務を行うこととなった。

● 後期高齢者医療事業／保健事業

- ◇ 市の独自事業として、国保保健事業に合わせ人間ドック、温泉保養の保健事業を導入した。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 介護保険事業／地域密着型サービスの創設

- ◇ 介護や支援が必要となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるようにすることを目的とし、地域の実情に合わせて市の裁量で整備する地域密着型サービスが創設され、指定・監督事務を行うこととなった。（平成18年4月1日）

（平成21年3月末現在）

サービスの種類	みなし指定済 18年3月以前	第3期期間中指定 (18年4月～21年3月)	合 計
小規模多機能型居宅介護		7箇所	7箇所
認知症対応型通所介護（認知デイ）	3箇所	7箇所	10箇所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	13箇所	2箇所	15箇所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特老）		1箇所	1箇所

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 主な取り組み

● 介護保険事業／川薩地区介護保険組合の解散

- ◇ 市町村合併により1市1町となったことにより、川薩地区介護保険組合が解散した。（平成19年3月31日）⇒平成19年4月1日から薩摩川内市単独で実施

● 介護保険事業／特別地域加算に係る介護保険利用者負担軽減事業補助制度の創設

- ◇ 甕島地域においては、訪問系の居宅サービスについて、特別地域加算が行われることから、同じサービスを利用しても、利用者負担が他の地域より高額となる。このため、他の地域の住民と均衡を図り、甕島地域における介護サービスの利用促進を図るため、本制度を創設した。（平成21年4月1日）

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 地域包括支援センターの設置

- ◇ 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、平成18年4月1日、地域包括支援センターを本庁に設置した。

● 包括的支援事業

- ◇ 介護予防ケアマネジメント事業
特定高齢者（主として要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者をいう。）が要介護状態になることを予防するため、介護予防事業等が受けられるよう支援を行った。
- ◇ 総合相談支援事業
高齢者の健康のことや介護方法、サービスの使い方等について高齢者やその家族等からの相談を17箇所の在宅介護支援センターとともに受け、必要に応じ訪問等により実態を把握し、地域における適切なサービス、関係機関、制度の利用につなげる等の支援を行った。
- ◇ 権利擁護事業
高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送ることができるように、高齢者虐待の防止・早期発見や成年後見制度の利用支援を実施した。また、平成20年11月、35の関係団体等からなる「薩摩川内市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、推進体制の整備を図った。
- ◇ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
介護支援専門員への個別的指導、支援困難事例等への指導・助言等の後方支援を行った。また、関係機関等との連携・協力体制の構築に取り組んだ。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 指定介護予防支援事業

- ◇ 要支援1，要支援2の認定を受けた高齢者に対して，介護予防支援計画を作成するとともに，計画に基づき適正な介護予防サービスが提供されるよう関係機関との連絡調整等を実施した。

● 生活保護制度の適正な運用

- ◇ 生活に困窮する市民に対し，その困窮の程度に応じて必要な保護を行った。

● 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化

- ◇ 平成19年3月に地域福祉計画を策定した。地域福祉推進委員会を設置し，地域福祉計画の進捗状況を把握すると共に，その推進に努めた。

● 相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 火災等により住家を失った被災者へ衣類や市営住宅・応急仮設住宅等を貸与し，被災者への速やかな救援を行った。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● すくすくベビー券支給事業

◇ 平成20年度申請人員：860人

● 育児手当支給事業

◇ 平成20年度支給対象延人員：1,426人

● 乳幼児医療費助成事業

◇ 小学校就学前までの係る医療費について、医療保険診療に係る自己負担額の全額を助成

● 幼児用補助装置購入助成事業

◇ 平成20年度支給対象実人員：401人

● 病児・病後児保育事業

◇ 実施施設1ヶ所、平成20年度利用実人員：1,302人

● 認可保育園

◇ 実施施設23ヶ所から27ヶ所（定員数1,730人から1,850人）

● 放課後児童クラブ

◇ 実施施設8ヶ所から12ヶ所

● 育児リフレッシュ事業

◇ 平成21年度登録人員：196人

● ファミリー・サポート・センター事業

◇ お願い会員：209人、まかせて会員：86人、両方会員：55人、活動実績：1,286回



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 地域福祉活動推進事業

- ◇ 在宅福祉アドバイザーを全自治会に設置するとともに平成21年4月より健康づくり推進員を統合し、健やか支援アドバイザーとして設置

● 福祉施設整備事業

- ◇ 社会福祉協議会等への指定管理により管理経費の縮減を図った。（樋脇もくもくふれあい館，入来高齢者福祉センター，里生活支援ハウス，鹿島生活支援ハウス，下甕生活支援ハウス，甕島敬老園（養護・特養），ふれあいドーム，サン・アビリティーズ川内）
- ◇ 甕島敬老園施設整備（養護：食堂・浴室改修等，居室改修，特養：空調設備整備）
- ◇ 鹿島老人憩いの家改修（鹿島地区コミュニティ協議会へ無償貸付）

● 高齢者生活支援の充実

- ◇ 高齢者訪問給食サービス事業自己負担金の統一を図った。（平成18年4月1日）
- ◇ 高齢者おでかけ支援事業を開始（平成19年度）
- ◇ 老人福祉計画の策定（平成21年3月策定）
- ◇ 老人クラブ活動助成



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 総合的な福祉サービスの提供

- ◇ 緊急通報体制整備事業において、通報先の統一及び受信対応等の業務を民間へ委託した。（平成21年4月）
- ◇ はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業の交付枚数を40枚から60枚へ増やした。
- ◇ 敬老金等支給事業の支給内容の見直しを行った。
- ◇ 介護者・要介護者への支援の充実 ⇒ ねたきり老人介護手当，家族介護用品支給，紙おむつ購入費助成

● シルバー人材センター事業への支援

- ◇ 高齢者の就業機会の確保及び高齢者福祉の向上を図るため，シルバー人材センター事業の支援を行った。

● 全国健康福祉祭「ねんりんピック」開催事業

- ◇ 平成20年度に弓道・インディアカ・将棋の競技を実施した。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 主な取り組み

● 心身障害児通園事業

- ◇ 平成17年8月に子ども発達支援センターつくし園竣工。障害の早期発見，早期療育訓練等の充実を図った。

● 障害者自立支援法本施行(新体系へ移行)

- ◇ 平成18年10月1日から本施行（新体系移行期限は平成23年度末）

● 地域生活支援事業開始

- ◇ 相談支援，コミュニケーション支援，日常生活支援，移動支援地域活動支援センター事業等，在宅者の支援を図った。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 障害福祉サービス, 児童デイサービス施設及び知的通園事業一部助成

- ◇ 障害者及びその保護者に対し経済的支援を行った。(平成19年4月1日～)

● 川内福祉作業所増築

- ◇ 平成20年3月県自立支援総合対策補助金を活用

● 福祉タクシー料金助成事業拡大

- ◇ 在宅障害者の普通自動車免許保持者への拡大を図った。(平成20年4月1日～)

● 障害者用トイレオストメイト対応型トイレに改修

- ◇ 市内4箇所の障害者用トイレをオストメイト対応型へ改修した。(平成21年3月)

● 若あゆ第2作業所開設

- ◇ 平成21年3月県自立支援総合対策補助金を活用

● 障害者医療費申請書回収業務開始

- ◇ 重度心身障害者の医療費助成申請に係る負担の軽減を図った。(平成21年5月)

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 総合的・計画的な環境行政の推進

- ◇ 薩摩川内市環境基本計画の策定（平成19年9月に策定）
- ◇ 平成19年2月に地球温暖化防止実行計画（庁内計画），平成20年3月に薩摩川内市役所環境保全率先行動計画を策定した。

● 快適環境づくり補助事業

- ◇ 平成20年度までに延べ147団体，5,947,600円の補助を実施

● 藺牟田池の自然保護

- ◇ 平成17年11月8日：ラムサール条約に登録
- ◇ 平成17年11月25日：同条約湿地登録記念式典開催
- ◇ ベッコウトンボ観察会・ボランティアクリーン作戦を平成20年度までに4回実施
- ◇ 藺牟田池の環境調査の実施
- ◇ 平成18年7月1日：外来魚リリース禁止の実施



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● ウミガメ保護監視

- ◇ 保護監視員を設置し、保護監視を実施
(川内地区6名, 下甌地区4名)

● 環境測定調査

- ◇ 河川, 湖沼及び水浴場の水質調査
- ◇ 工場排水, 悪臭及びダイオキシン類の調査
- ◇ 苦情対応に係る臨時測定を実施
- ◇ 川内川水系水質汚濁対策連絡協議会へ参加し, 突発的な水質事故に係る連携対応



● 一般廃棄物の計画的な収集・処理

- ◇ ①一般廃棄物の発生と排出の抑制及びリサイクルを推進するため, ②適正処理の体制を確立するため, 薩摩川内市一般廃棄物処理計画ごみ処理基本計画(平成18年度策定)及びごみ処理実施計画(単年度策定)を策定

● ごみの収集体制の整備

- ◇ 一般廃棄物収集運搬業務について, 全市・全地域で民間委託化を実施(平成19年度)
- ◇ 樋脇地域の粗大ごみの中継受入施設の整備(平成19年度)
- ◇ 誰でも利用できる公設ごみステーションの整備を実施(本土地域7箇所:平成19年度から)

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 主な取り組み

● ごみの分別方法の統一化

- ◇ 平成17年10月より甌島地域でガス缶類の収集を開始し、平成20年度から川内・東郷地域の紙類を5種類にするなど、段階的に統一化をすすめている。

● ごみの減量・再資源化及び適正処理に対する補助事業の実施

- ◇ ごみ収集施設の設置・補修・移設等に対する補助：平成16年度～平成20年度に計222施設
- ◇ リサイクル推進員制度の全市実施（平成17年度から）：平成20年度配置人数725人
- ◇ 生ごみ処理機器購入補助：平成16年度～平成20年度に計579基
- ◇ 使用済自動車等海上輸送費補助（平成16年度～平成20年度搬出回数）：369台

● 環境美化・不法投棄対策

- ◇ 環境美化推進員を全市に配置し（120人），地域環境美化の指導や不法投棄等の通報などに協力

● 市民への普及啓発

- ◇ 環境フェア（年1回）を開催（ごみ減量児童作品コンクールや環境美化功労者の表彰等を実施）
- ◇ ごみ出しカレンダー，ごみの分け方・出し方，ごみ分別ハンドブック等を作成・配布

● 地区コミュニティ協議会（衛生自治団体連合会）等との連携

- ◇ ふるさとクリーン大作戦の実施（年1回）
- ◇ 衛自連だよりの発行（年2回）
- ◇ 環境美化推進員との連携による不法投棄やごみの散乱防止等に努めた。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

● 川内葬斎場やすらぎ苑火葬炉整備事業

- ◇ 平成18年度から平成20年度の3ヶ年において、施設を稼動しながら既存の火葬炉5基を年次的に整備するとともに、関連のある火葬炉周辺設備を改修・整備を完了した。

● 総合的・計画的な生活排水処理対策の推進

- ◇ 薩摩川内市一般廃棄物処理計画生活排水処理基本計画策定（平成17年策定）
- ◇ 薩摩川内市一般廃棄物処理計画生活排水処理基本計画（資料編）策定（平成17年策定）
- ◇ 薩摩川内市一般廃棄物処理計画生活排水処理実施計画策定（単年度策定）
- ◇ し尿及び浄化槽汚泥をはじめとした生活排水の処理を適正に行うためには、長期的視点に立った生活排水処理全体の基本方針を明らかにし、生活排水処理に関する施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があるため、生活排水処理基本計画等を策定した。

● 小型合併処理浄化槽設置整備事業(補助事業)

- ◇ 専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対し小型合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への切替えに係る費用の一部を補助することにより生活排水による水質汚濁等の軽減及び生活排水対策を推進した。（平成17年度～平成20年度までの設置基数：2,075基、うち単独浄化槽からの切替え基数：93基）

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 主な取り組み

家庭や事業所等から排出されるし尿や浄化槽汚泥を処理している川内環境センター（既存施設）の老朽化のため、汚泥再生処理センター施設整備運営事業を進めてきた。

●平成16年度

◇施設整備計画について議会へ説明

●平成17年度

◇施設整備における今後のスケジュールについて議会へ説明

◇施設整備基本計画策定，生活排水処理基本計画策定

◇PFI導入可能性調査

●平成18年度

◇地質調査，施設整備測量設計，施設整備に係るPFI事業VFM分析

◇汚泥再生処理センター整備に係る発注方法等について議会へ説明

●平成19年度

◇計画支援業務委託を発注，総合評価審査委員会開催

◇循環型社会形成推進地域計画策定，上水道布設設計業務委託

●平成20年度

◇環境施設整備室新設

◇基本方針等の公表，都市計画決定（変更）告示，生活環境影響調査報告書縦覧

◇計画支援業務委託を発注，汚泥再生処理センター施設整備運営事業入札公告

◇川内環境センター上水道施設整備

◇総合評価審査委員会開催，審査講評の公表

◇本事業基本協定締結





現状と課題

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●安全な消費生活の確保のための意識の啓発

- ◇ 消費者教育・啓発活動を行っているが、悪質業者の手口も年々巧妙化し、被害等による相談件数は増加している。

●相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 消費生活相談業務が複雑化・高度化していることから、相談に従事する者のレベルアップが課題となっている。
- ◇ 相談したいがどこにすればいいかわからないということもあり、相談内容による窓口の市民への周知が課題となっている。

●交通安全意識の啓発

- ◇ 交通災害共済制度加入促進については、広報紙、ホームページへの掲載やパンフレットの全戸配布を行い、制度の周知と加入促進に努めたが、昨今の景気低迷により加入率が年々低下しており、加入率の向上が課題となっている。
- ◇ 交通事故相談業務については、県交通事故相談所などの関係機関を紹介している状況であり、相談に対して専門的な対応が難しいところである。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●住民サービスの充実

- ◇ 証明書自動交付機において、年末年始を除く全ての日に各種証明書を発行することにより利便性の向上が図られており、特に、休日の証明書発行については、増加傾向にある。
- ◇ 年度末年度始めにおける平日時間延長と土曜日曜の窓口開設を行い、利便性の向上と窓口混雑の緩和を図っているが、今後はサービス内容についての検討も必要である。
- ◇ 住民異動に伴う諸手続きや入力作業に時間を要している。また、1箇所での手続きが完了していない。

●住基カードの普及

◇ 空領域を活用したサービスの提供や行政の枠を超えた連携が課題となっている。

▼住基カード利用件数

	平成20年度
住民票	4,393
印鑑証明	5,007
戸籍	816
合計	10,216

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●生活習慣病対策

- ◇ がんによる死亡者が年々増加している。⇒ 受診しやすいがん検診の体制を構築する必要がある。
- ◇ 生活習慣を起因とする糖尿病等の疾患が増加している。

●母と子の健康づくり

- ◇ 若年層（20歳以下）の人工妊娠中絶率が全国に比べ高い傾向にある。
- ◇ 育児不安・虐待予備軍等のハイリスク者が増加傾向である。

●食による健康づくり

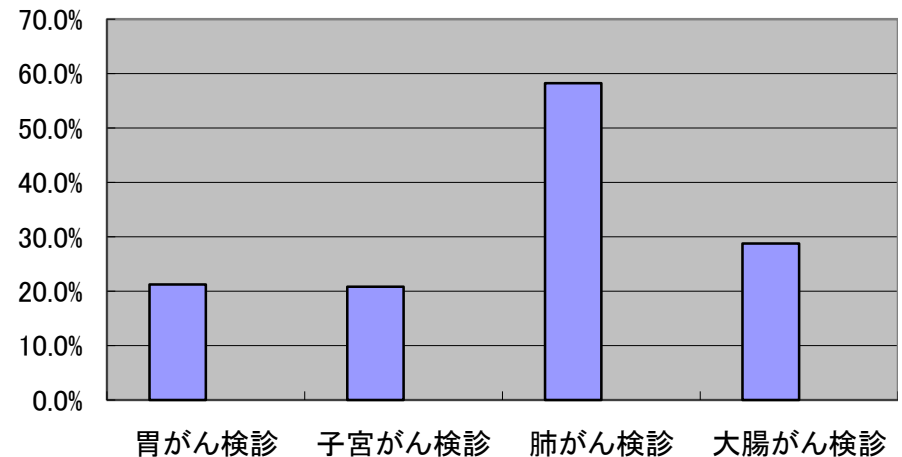
- ◇ 青年期の朝食欠食や野菜摂取不足等の課題が多い。
- ◇ 現在の食環境やライフスタイルにおいて、個人の手で食生活改善をする。

●介護予防

- ◇ 高齢者に介護予防の認識を普及し、参加しやすい介護予防事業を構築する必要がある。併せて、高齢者の増加に伴い、増加する痴呆症対策を地域と連携しすすめる必要がある。

●感染症予防

- ◇ 予防接種についての啓発を図る必要がある。



▲がん検診の受診率：平成20年度

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●甌島地域の診療所の経営形態について

- ◇ 平成19年3月策定した「甌島における医療体制のあり方」指針に基づき、医療サービスの向上と経営の安定・健全化を図るため、指定管理者制度の導入に向け、医療機関等へ働きかけを行ってきた。しかしながら、昨今の医療を取り巻く状況の中での導入は難しいことから、今後、その見直しを迫られている。

●医師不足について

- ◇ 甌島地域の一部診療所について医師の欠員が生じる事態となっており、看護師等を含めた医療従事者の確保が喫緊の課題となっている。
- ◇ 拠点病院である済生会川内病院においても、新たな医師臨床研修制度の導入等により、大学からの派遣医が減少し医師不足が生じている現状にあることから、二次救急医療体制の維持支援が課題となっている。



里診療所

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●国民健康保険事業／国民健康保険事業の健全運営の確保

- ◇ 医療給付費等の伸びにより保険税収入が不足していることから、毎年基金を取り崩して歳入を補填しているが、基金残高が底をつく状態となり、国民健康保険税の税率改正等を検討する必要がある。

●国民健康保険事業／医療費の適正化

- ◇ 医療費が全国平均を上回っていることから、医療給付費を抑制するためレセプト点検・後発医薬品使用促進等の充実強化等に取り組む必要がある。

●国民健康保険事業／特定健診・特定保健指導の実施目標

- ◇ 平成20年度から開始された特定健診・特定保健指導について、平成24年度末の実施率目標が定められており、この目標率達成に向けて市内及び医師会等の協力を得ながら関係機関が連携して取り組む必要がある。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●後期高齢者医療事業／後期高齢者医療制度の定着

- ◇ 平成20年度からの新しい制度であり，制度開始から改善策が講じられるなど制度が安定していないことから，改善策の周知広報など広域連合と協調し制度の定着を図る必要がある。

●後期高齢者医療事業／後期高齢者医療保険料の収納対策

- ◇ 保険料の長期滞納は資格証明書の交付につながり，受診機会の多い高齢者にとって受診時の経済的負担が大きくなることから，制度の周知とあわせて介護給付グループとの連携など収納体制の構築を図る必要がある。

●介護保険事業／介護保険料の収納対策

- ◇ 年々増加する介護保険料の滞納を抑制するため，高齢者医療グループとの連携など収納体制の構築を図る必要がある。

●介護保険事業／介護給付費の適正化

- ◇ 介護給付費や介護保険料の増大を抑制し，持続可能な介護保険制度を構築するために，要介護認定の適正化，ケアマネジメントの適切化等を行い，介護給付費の適正化を図る必要がある。

●介護保険事業／介護保険料と施設整備

- ◇ 高齢化の進行に伴い，介護や支援が必要となる高齢者の増加が予想されることから，受け皿となる施設整備が必要となるが，保険料の高騰が予想されるため給付と負担のバランスを図る必要がある。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●地域包括支援センターの在り方

- ◇ 専門職の安定した確保が困難なこと等により、設置の在り方も含めて、効果的・効率的な事業の推進を図ることが課題となっている。

●包括的支援事業

- ◇ 介護予防ケアマネジメント事業
特定高齢者（主として要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者をいう。）の、介護予防事業への参加率が低い。
- ◇ 総合相談支援事業
相談件数は増加傾向にあるが、相談窓口について、さらに広く市民へ周知することが必要である。
- ◇ 権利擁護事業
高齢者虐待や成年後見制度について、事業内容や相談窓口について広く市民へ周知し、潜在的なニーズを掘り起こしていく必要がある。
- ◇ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
個々の介護支援専門員が、個別に様々な機関と連携を図っている状況であり、多職種・多機関がシステムとして連携できるネットワークを整備していく必要がある。

●指定介護予防支援事業

- ◇ 要支援1、要支援2の認定を受けた高齢者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、事業内容を充実させていく必要がある。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●生活保護制度の適正な運用

- ◇ 近年の高齢化や景気低迷により被保護者が増加しており、社会保障制度もめまぐるしく改正され、問題が複雑多岐にわたっている。平成20年暮れからの解雇や派遣切り等により「その他」世帯の増が見込まれ、就労支援が重要になってきている。

●地域福祉の理念の啓発及び活動の強化

- ◇ 平成19年度から社会福祉協議会において地域福祉行動計画を策定。部内に設置した地域ネットワーク事業推進部会が社会福祉協議会とともに48コミュニティ協議会を平成20年8月から10月に訪問し、住民座談会を開催し住民の意見の聞き取りをした。
- ◇ 平成21年度において、地区コミュニティ協議会を中心とした地域見守り体制を構築するためのモデル事業を行い、また、民間事業者との連携による地域見守り体制の構築を図ることとしている。

●相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 住宅の提供については、市営住宅や民間住宅の借り上げ、また、プレハブ住宅を市が購入し貸与していたが、平成21年度からプレハブ住宅についてはリースで提供することとした。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●少子化の進展

- ◇ 本市の平成22年の年少人口（15歳未満）は、平成12年よりも約1,000人少ない16,200人程度になる見込み。総人口に対する構成比も、平成12年に16.3%であったものが、平成22年では15.8%と減少する見込みであり、少子化の進行は確実に進んでいる。

●薩摩川内市次世代育成支援地域行動計画の策定

- ◇ 平成17年に「薩摩川内市次世代育成支援地域行動計画」前期計画を策定。少子化を食い止めるための事業に取り組み、概ね目標は達成できたが、今後、更に少子化の流れを食い止め、平成22年度以降の子育て支援策を推進するため「薩摩川内市次世代育成支援地域行動計画」の後期計画を策定する必要がある。
- ◇ 後期行動計画の策定にあたり、保護者から子育てに関するアンケートを平成20年度に実施したところであり、それらを踏まえて、今後、関係各課と協議していく必要がある。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●高齢者福祉

- ◇ 高齢者福祉については、年々高齢化率及び高齢者数が増加している。その中で、介護を必要とする高齢者と必要としない高齢者、それぞれの実情にあったサービスの提供が求められている。

●障害者福祉

- ◇ 平成18年4月障害者自立支援法が施行され、それまでの支援費制度から大幅な見直しが実施され1割の定率負担関係等の問題が生じた。国においては、利用者負担軽減措置、事業者に対する激減緩和措置、新法移行への円滑化を進めるため緊急経過措置等を実施し支援策を講じているところであるが、更なる支援が求められている。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●総合的・計画的な環境行政の推進

- ◇ 現在の地球温暖化防止実行計画，率先行動計画は，市役所の事務事業に係るもののみであり，今後，民間事業者等を含めた計画を策定し，市民，事業者，市が一体となった環境行政の推進を図る必要がある。
- ◇ 現在，暫定施行している旧川内市公害防止条例の見直しを行い，全市に公害防止を含めた環境保全措置を講じる必要がある。

●環境保全活動の推進

- ◇ 現在実施している快適環境づくり補助金の財源は，アメニティ基金の取り崩しを当てているため，年々減少している。

●優れた自然環境の保全

- ◇ ウミガメ保護監視活動は順調に推移しているが，藪牟田池における外来魚の駆除体制は，環境省が実施しているモデル事業を，今後，市，地元団体等への移行が必要である。

●公害予防対策の推進

- ◇ 環境監視のための道路交通騒音・振動測定結果で，依然として環境基準を上回っている箇所があること，また，環境基準を上回っている河川水の汚濁等について，今後も傾向等を的確に把握し，対策等の検討が必要と考える。

●新エネルギーの導入の促進，省エネルギー対策の推進

- ◇ 地球温暖化防止の観点から，新エネルギーとともに省エネルギー対策について，市民，事業者への情報提供等を実施し，意識の高揚を図る必要がある。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●ごみの収集・処分方法の統一

- ◇ ごみの収集・処分については、川内・さつま・上甌・下甌の4処理ブロックに分かれており、処理ブロックごとの収集・処分となっている。今後、川内ブロックを中心とした、ごみの収集、処分の方法を統一する必要がある。

●ごみの収集ルートの確立

- ◇ 本土地域は概ね旧市町村がごみ収集の単位となっているため、さらなる効率的なごみの収集に向け、収集ルート等の検討が必要である。

●ごみの出し方の市民への周知

- ◇ 地域の方の協力もあり、ごみの出し方についての周知がすすんでいると思われるが、自治会未加入者等には、転入・転居時以外のごみの出し方を周知する手段の検討が必要である。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●ごみの減量化

◇ 資源の分別収集等もあり、ごみ量は年々減少しているが、さらに減量化を進める必要がある。

●空き地の適正管理、衛生害虫の駆除

◇ 衛生的で美しいまちづくりを進めるためには、市民、地域、事業所等が一体となり、適正な土地管理及び衛生管理により良好な生活環境を確保するため一人ひとりの協力が必要であるが、環境美化等に対する一部のモラル・マナーの悪い市民等への美化意識向上や指導が課題である。

(単位：t)

	年度	計
可燃	H17	25,239
	H18	24,561
	H19	24,612
	H20	24,539
不燃	H17	1,270
	H18	1,848
	H19	1,380
	H20	1,071
粗大	H17	906
	H18	1,076
	H19	1,015
	H20	1,085
資源	H17	4,960
	H18	4,626
	H19	4,187
	H20	3,784
合計	H17	32,375
	H18	32,111
	H19	31,194
	H20	30,479

▲ごみの量の推移（※18年度のごみ量には北部豪雨災害分も含む。）

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●甌島地域のごみの適正な処理

- ◇ 甌島地区の上甌島及び下甌クリーンセンターは施設の稼動から約17年から20年経過しており、適正な維持管理で延命化を図るとともに、新たな施設の検討が必要である。
- ◇ 不燃ごみや粗大ごみについては、本土へ搬出する必要があるため、その費用の軽減及び安定的な処理方法を検討する必要がある。

●最終処分場の確保

- ◇ 川内クリーンセンター内の一般廃棄物最終処分場は、平成23年度末には埋立地が満杯になると見込まれており、延命策または新規処分場を整備する必要がある。

▼各クリーンセンター概要

	上甌島	下甌	鹿島	川内
開設年月	平成4年4月	平成元年4月	昭和55年4月	平成7年1月
場所	里町里	下甌町青瀬	鹿島町藺牟田	小倉町
処理能力	7t/8h(1炉)	8t/8h(1炉)	2.8t/8h(1炉)	135t/24h(2炉)
運転体制	直営	直営	休止	委託

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○現状と課題

●川内葬斎場やすらぎ苑火葬炉整備事業

- ◇ 川内葬斎場やすらぎ苑は、昭和59年建設で既に25年経過している建物のため、全体的に老朽化している。平成18年度から20年度に火葬炉を入替えたため、少なくともあと20年は建物を維持し続ける必要があるため、計画的な修繕が必要である。

●総合的・計画的な生活排水処理対策の推進

- ◇ 生活排水処理対策として、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備普及に努めるとともに、非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水についても適正な処理を推進する必要がある、更なる推進が課題である。

●小型合併処理浄化槽設置整備事業(補助事業)

- ◇ 生活排水処理は、公衆衛生の面から施設整備が進められてきたことにより、し尿については、全量が適正に処理されているが、生活雑排水については、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽が設置されていないところでは、そのまま水路へ放流している。
- ◇ 生活排水処理率は、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備普及により、年々高くなってきているが、更なる推進が課題である。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎現状と課題

- ◇ 現川内環境センターは、昭和55年供用開始してから既に29年経過し、施設の老朽化が進んでいる。
- ◇ し尿及び浄化槽汚泥の処理時に発生する余剰汚泥等については、平成19年1月末に海洋投入処分が全面禁止されたことから民間業者へ処理委託を行なっている。
- ◇ 平成16年の市町村合併により、これまで旧川内、東郷、樋脇地域を処理区域としてきたが、新たに祁答院及び入来地域が加わることで、増加する処理量に対応する施設を整備し、併せて処理工程等で発生する汚泥等を炭化し、資源として有効活用を図る。



今後の主な取り組み

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 安全な消費生活の確保のための意識の啓発

- ◇ 迅速な情報収集と市民への情報提供に取り組む。
- ◇ 消費者の年齢や発達段階等のライフステージに応じた消費者教育の実施に取り組む。

● 相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 県や国民生活センター等が実施する研修会へ参加し、相談に従事する者のレベルアップに取り組む。
- ◇ 相談窓口の広報紙等による周知と気軽に相談できる体制づくりに取り組む。
- ◇ 地域において消費者相談を担える人材の育成に取り組む。

● 交通安全意識の啓発

- ◇ 広報紙、ホームページへの掲載やパンフレットの配布を行い、交通災害共済制度の周知による加入促進に取り組む。
- ◇ 交通事故による被災者救済のため、関係機関と協力しながら相談業務の充実に取り組む。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 住民サービスの充実

- ◇ 証明書自動交付機の利用について、引き続き広報やホームページに掲載するとともに、窓口混雑緩和のために自動交付機対応の住基カードの普及率を上げるよう併せて啓発を図る。
- ◇ 年度末年度始めの窓口延長や窓口開庁を引き続き実施する。
- ◇ 電算入力作業の迅速化と総合窓口化の検討を進める。

● 住基カードの普及

- ◇ 住基カードの利用促進に取り組む。
- ◇ 住基カードの新規登録および印鑑登録証から住基カードへの切替を促進する。
- ◇ 住基カードの普及に努め、自動交付機の利用拡大を図る。



合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

●生活習慣病対策

- ◇ がんについての知識の普及啓発（チラシ・ポスターの作成，健康教育の実施）
- ◇ 受診しやすいがん検診のあり方の推進を図る。（個別検診の拡充，土・日曜日検診の実施）
- ◇ 糖尿病対策の推進
糖尿病予防を重点課題とし，健康まつり・講演会等を通じ糖尿病の予防を図る。

●母と子の健康づくり

- ◇ 市内の若年の人工妊娠中絶の改善を図るため引き続き思春期教育の充実を図る。また，育児不安・虐待予備軍等のハイリスク者が増加傾向であるため支援を強化するとともに母子保健推進員活動のより一層の充実を図る。

●食による健康づくり

- ◇ 青年期の朝食欠食や野菜摂取不足を改善するため食生活改善推進員等関係機関と連携をとりながら企業等や地区組織へ広く普及啓発を図る。

●介護予防

- ◇ 高齢者が地域の中で安心して暮らせる環境を作るため，認知症サポーター制度，介護予防ボランティア制度の充実強化を図るため，高齢者以外の若年層に対しても認知症等についての知識の普及に努め高齢者が暮らしやすい環境づくりに努める。

●感染症予防

- ◇ 新型インフルエンザ対策については，行動計画の適切な改訂に努める。子育て支援の一環としてHibワクチン接種の補助制度の導入。定期予防接種については適正な運営に努める。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 今後の主な取組について

- ◇ 医療を取り巻く状況からして、指定管理者制度の導入着手の中期目標を見直し、今後、公設公営（直営）の中で、医療サービスの向上と経営の安定・健全化が図れる方策を重点的に取り組む。
- ◇ 近年、地域医療に従事する医師や看護師等の不足が顕著となり、甑島地域診療所や地域拠点病院の医師確保が困難となっているため、医師の安定的な供給に重点的に取り組む。
- ◇ 甑島地域の医療体制については、住民に対する安定した医療サービスが提供されているため、今後も医療機器等の整備に取り組むとともに、診療所の再編整備や医療機能の充実に重点的に取り組む。
- ◇ 二次救急医療や周産期医療については、医師不足等によりその体制維持が危惧されていることから、関係市町との連携支援に重点的に取り組む。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 国民健康保険事業／国民健康保険事業の健全運営の確保

- ◇ 国の財政支援の状況と医療費の動向を見極め、複数年維持できる税率設定を行う。

● 国民健康保険事業／医療費の適正化

- ◇ 医療給付費を抑制するためパソコンを活用したレセプト点検、後発医薬品使用推進カードの配布等を行う。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 国民健康保険事業／特定健診・特定保健指導の実施目標

- ◇ 平成24年度末の実施率目標を達成するため、広報活動及び周知徹底を図るほか、商工会議所や各事業所を通じ国保加入者の受診勧奨や事業所健診を受けた者の情報提供等の体制を確立する。また、特定保健指導の対象者に保健指導及び介護予防事業等への積極的参加を呼びかける。

	平成20年度実施率	平成24年度末目標
特定健診の実施率	31.2%	65.0%
特定保健指導の実施率	47.3%	45.0%

● 後期高齢者医療事業／後期高齢者医療制度の定着

- ◇ 制度改善策周知について、保険料納付書発送時等に独自リーフレットを作成配布するとともに、市広報等に掲載し周知徹底を図る。

● 後期高齢者医療事業・介護保険事業／保険料の収納対策

- ◇ 督促状・催告状の発送を行うとともに、電話による納入督促や訪問により納入督促を行う。

● 介護保険事業／介護給付費の適正化

- ◇ ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等を行い、給付の適正化を図る。

● 介護保険事業／介護保険料と施設整備

- ◇ 施設の入所待機者数や給付費と介護保険料のバランスを検討し、第5期介護保険事業計画の施設整備数を決定する。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 地域包括支援センターの在り方

- ◇ 今後、専門職の安定した確保の方策や専門的な業務内容を更に充実させていく方策について重点的に取り組むとともに、地域包括支援センターの在り方も含めて、効果的な運営について検討する。

● 包括的支援事業

- ◇ 介護予防ケアマネジメント事業
特定高齢者（主として要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方）の介護予防事業への参加率の向上を図る。また、未参加者に対しての働き掛けも実施する。
- ◇ 総合相談支援事業
相談窓口の周知を図り、高齢者の様々な相談に対してより一層の対応の充実を図る。
- ◇ 権利擁護事業
事業内容や相談窓口の周知を図り、潜在的なニーズを掘り起こしていくとともに、困難な状況にある高齢者の支援の充実を図る。
- ◇ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
高齢者を取り巻く多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援内容の充実を図る。

● 指定介護予防支援事業

- ◇ 要支援1・2の認定を受けた高齢者が、適切な介護予防サービス等を確保できるよう事業内容の充実を図る。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

○ 今後の主な取組について

● 生活保護制度の適正な運用

- ◇ 自立支援プログラムを策定して被保護者の自立の支援に取り組み、稼働できる被保護者には就労支援を行うため就労支援員を雇用しているが、さらにこれらを強化していく。

● 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化

- ◇ 地区コミュニティを中心とした見守り体制と民間事業者を中心とした見守り体制を構築し、二重の見守り体制で、「すべての市民が安心して健やかに暮らせるまちづくり」を推進する。

● 相談体制及び監視体制の充実

- ◇ 被災者に対して、速やかに適切な救援を実施していく。

▼生活保護率の推移

	保護率（‰，1000分の1）		
	市	県	国
平成19年4月	8.15	15.0	11.9
平成20年4月	8.39	15.3	12.2
平成21年4月	8.90		

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 今後の主な取組について

- ◇ 次世代育成支援計画後期計画の策定（保育園定数の見直し、認定子ども園整備、放課後児童クラブ整備等）
- ◇ 安心こども基金の活用
- ◇ 放課後児童クラブの整備・指導員の研修会の実施
- ◇ 乳幼児医療費助成事業の検討（県の所得制限・市独自の拡充）
- ◇ ファミリー・サポート・センターの充実

▼ファミリー・サポートセンターの活動内容等

1位	子どもの習い事等の場合の援助						
2位	保育園・幼稚園の送り						
3位	学童に関わる送迎（習い事以外）						
年度別会員登録状況表	17年	18年		19年		20年	
	会員数	会員数	増	会員数	増	会員数	増
おねがい会員	28	127	99	179	52	209	30
まかせて会員	39	62	23	77	15	86	9
両方会員	8	21	13	42	21	55	13
合計	75	210	135	298	88	350	52
活動件数	4	524		1838		1286	

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 今後の主な取組について

● 高齢者福祉サービスの充実

- ◇ 現在実施されているサービスの内容の点検を行ない、高齢者が求めるサービスの充実について重点的に取り組む。

● 地域における自立した生活のための支援の充実

- ◇ 障害者に対して、利用者負担額の軽減及び福祉サービスの充実を図り、事業者に対する介護給付費等の引き上げ、新法施設への円滑な移行支援策を充実する。

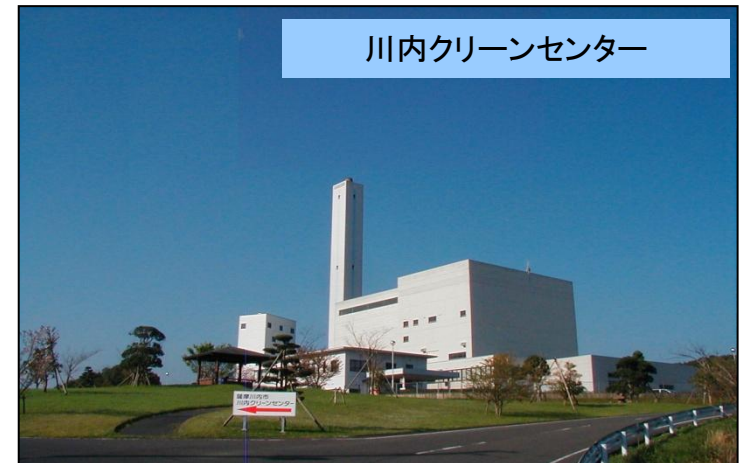
● 相談支援の充実

- ◇ 障害者福祉相談員を市役所窓口に配置。平成21年度から市内各地域に障害者相談員19名を配置。障害者の相談業務に積極的に取り組む。

合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 今後の主な取組について

- ◇ 全市的な公害防止を含む環境保全措置を講じる必要があることから、市内全域に係る環境保全条例（仮称）の早期制定
- ◇ 藺牟田池環境調査については、動植物の実態調査を含めた調査項目の充実、藺牟田地区の地元団体等の連携による藺牟田池自然観察会の充実及び外来魚駆除体制の確立並びに地元団体によるトンボサミット実施に向けた行政支援の充実
- ◇ 環境測定の継続的な実施による現状把握と公害防止の意識向上のための市民、事業者への啓発活動
- ◇ 地球温暖化防止活動の啓発活動の充実
- ◇ 一般廃棄物の安定的な適正処理を確保するため、必要な処理施設の適正管理に努め、併せて新しい処理施設の整備を検討する。
- ◇ 一般廃棄物の発生と排出の抑制及びリサイクルをさらに推進するため、ごみの分別についての市民への普及啓発に努め、新たな資源化についても検討する。
- ◇ 快適な生活環境を創出し、し尿及び浄化槽汚泥をはじめとした生活排水の処理を適正に行うためには、長期的視点に立った生活排水処理全体の基本方針を明らかにし、生活排水処理に関する施策を総合的かつ効果的に展開していく必要がある。

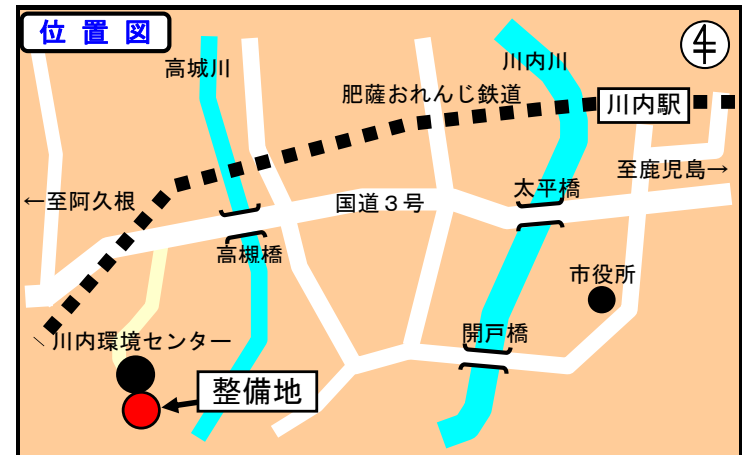
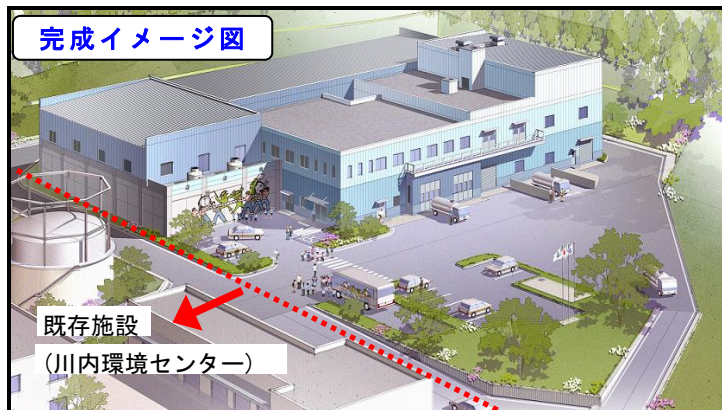


合併後5年間のまちづくり【市民福祉部】

◎ 今後の主な取組について

【事業スケジュール】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度～
設計・建設	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・仮設工事 ・敷地造成工事 ・工場製作 ・出来型検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・建築工事 ・工場製作 ・機器据付 ・出来型検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 ・工場製作 ・機器据付 ・付帯工事 ・試運転調整 ・性能試験 ・完成検査 	
維持管理運営				平成24年度～ 平成38年度





代表的取り組み事例

第1次薩摩川内市総合計画

① 薩摩川内市地域福祉計画及び個別計画の策定⇒同計画に基づく各種施策の推進

地域福祉計画は、本市においての地域の特性や実情を踏まえながら、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくもの同計画の基本理念は「全ての市民が住み慣れた地域で お互い支え合い 安心して健やかに暮らせるまちづくり」である。

地域福祉を推進する上での共通の理念

行政・事業者・住民等の役割、協働

福祉・保健・医療・介護サービス利用者の権利

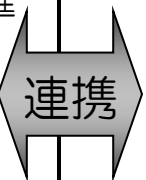
質の向上充実・開発・住民参加

福祉・保健・医療・介護サービスの充実

地域福祉に関する具体的な施策

地域福祉に関する活動への住民参加の促進

地域福祉を目的とする事業の健全な発達



薩摩川内市地域福祉計画

- 地域振興計画
- 市民活動促進基本指針
- 男女共同参画基本計画
- 老人福祉計画・介護保険事業計画 (第4期・平成21年3月策定)
- 健康さつませんだい21 (平成19年3月策定)
- 母子保健計画 (平成19年3月策定)
- 次世代育成支援対策地域行動計画 (平成17年3月策定)
- 障害者計画 障害福祉計画 (平成19年3月策定)

地域福祉活動計画 (薩摩川内市社会福祉協議会)

② 地域医療施設・地域医療体制の整備

● 主な医療機器等の整備状況(甌島診療所等)

平成17年度	全身用X線CT装置一式(手打診療所)	25,672,500円
平成18年度	遠隔操作式X線透視撮影装置及び天井走行式一般撮影装置(上甌診療所)	11,550,000円
平成19年度	電子内視鏡(手打診療所)	11,963,910円
平成20年度	上甌地域医療従事者住宅新築工事	59,097,400円
平成20・21年度	川内市医師会立市民病院医療機器整備補助金(血管造影装置)	37,500,000円



- 医療福祉従事者奨学資金貸与条例制定
- 川内地域一次救急医療体制運営事業
- 病院群輪番制病院運営事業及び共同利用型病院運営事業

③ 子育て支援の推進(各種事業の推進)

こしき子宝支援事業(甌地域妊婦健康診査旅費等助成事業)	放課後児童クラブの整備：12箇所	ファミリー・サポート・センター事業
妊婦健診の公費負担回数：14回(21年度から)	コウノトリ支援事業(不妊治療費助成事業)	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)
保育所への支援：27保育所，定員：1,850人	乳幼児医療費助成事業：小学校就学前まで医療費を助成	父子手当の拡充

④ 地域包括支援センターの設置及びその活動

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、平成18年4月1日、介護保険法に基づき、地域包括支援センターを本庁に設置した。

総合相談・支援事業

虐待防止・早期発見・権利擁護

【多方面（制度横断的）支援の展開】

行政機関，保健所，医療機関，児童相談所など必要なサービスにつなぐ

虐待防止

介護サービス

ボランティア

医療サービス

ヘルスサービス

成年後見制度

民生委員

被保険者

社会福祉士等

主任ケア
マネジャー等

保健師等

地域包括
支援センター

【介護予防ケアマネジメント業務】

アセスメントの実施

↓

プランの策定

↓

事業者による事業の実施

↓

再アセスメント

新予防給付・介護予防事業

居宅介護
支援事業所

長期継続ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・日常的個別指導・相談
支援困難事例等への指導
・地域でのケアマネジャーの
ネットワークの構築

介護保険サービスの関係者

利用者，被保険者（老人クラブ等）

地域医師会，福祉関係団体，介護支援専門員等の
職能団体

地域包括支援センター
運営協議会

NPO等の地域サービスの関係者

権利擁護・相談を担う関係者

⑤ 高齢者福祉の向上及び健康づくりへの支援(各種事業の推進)

<p>介護保険制度の推進：周知・広報，関係機関との連携</p>	<p>介護予防ボランティア事業の開始，健やか支援アドバイザーの配置</p>	<p>施設整備の推進：地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金</p>
<p>シルバー人材センター・老人クラブへの支援，ねんりんピック鹿児島島の開催</p>	<p>緊急通報体制整備事業・おでかけ支援事業開始</p>	<p>特定健康診査・長寿健康診査・特定保健指導</p>
<p>がん検診：受診しやすい環境づくり（土日実施）</p>	<p>長寿医療（後期高齢者医療）制度の円滑な実施</p>	<p>国民健康保険の安定的な運営</p>

⑥ 障害福祉の向上(各種事業の推進)

<p>医療費助成（自立支援医療， 重度心身障害者医療費助 成）</p>	<p>障害福祉サービスの提供： 障害者自立支 援法に基づく介護給付，訓練給付等</p>	
<p>地域生活支援事業</p>	<p>補装具費の支給</p>	<p>福祉タクシー料金の助 成</p>
<p>障害児施設の整備： 子ども発達支援セン ターつくし園等</p>	<p>障害者医療費申請書 回収業務開始</p>	<p>障害福祉サービス利用 者負担金助成</p>

⑦ 総合的・計画的な環境行政の推進及び優れた自然環境保全への取り組み

●総合的・計画的な環境行政の推進

- ◇ 薩摩川内市環境基本計画の策定（平成19年9月に策定）
- ◇ 平成19年2月に地球温暖化防止実行計画（庁内計画）、平成20年3月に薩摩川内市役所環境保全率先行動計画を策定した。

●蘭牟田池の自然保護

- ◇ 平成17年11月8日：ラムサール条約に登録
- ◇ 平成17年11月25日：同条約湿地登録記念式典開催
- ◇ ベッコウトンボ観察会・ボランティアクリーン作戦を平成20年度までに4回実施
- ◇ 蘭牟田池の環境調査の実施
- ◇ 平成18年7月1日：外来魚リリース禁止の実施

●ウミガメ保護監視

- ◇ 保護監視員を設置し、保護監視を実施



⑧ 快適に暮らせるまちづくりの推進(各種事業の推進)

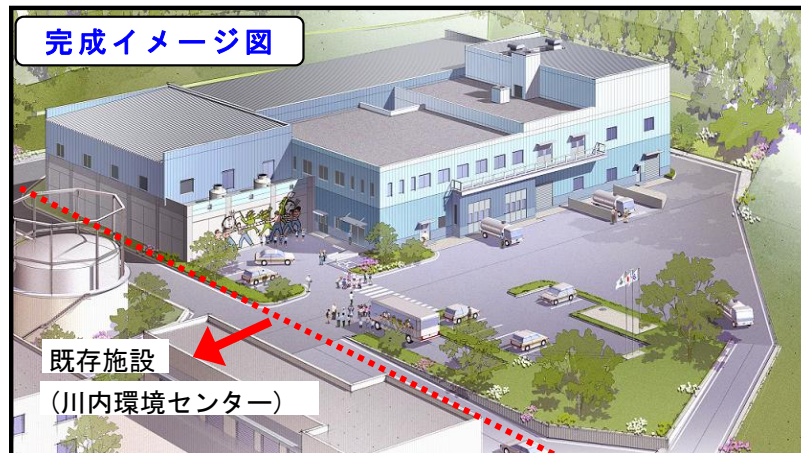
快適環境づくり補助事業	一般廃棄物の計画的な収集・処理，ごみ処理体制の整備，ごみの減量・再資源化への取り組み	
ごみ処理施設の計画的な改修	環境測定調査の実施	小型合併処理浄化槽設置整備事業
市民への普及活動：環境フェアの開催	川内葬斎場外各斎場の整備	環境美化・不法投棄対策

⑨汚泥再生処理センターの整備

- ◇ 現川内環境センターは、昭和55年供用開始してから既に29年経過し、施設の老朽化が進んでいる。
- ◇ し尿及び浄化槽汚泥の処理時に発生する余剰汚泥等については、平成19年1月末に海洋投入処分が全面禁止されたことから民間業者へ処理委託を行なっている。

新施設の整備(汚泥再生処理センター) ※平成24年度供用開始予定

完成イメージ図



⑩既存施設の民間委託の推進

- ◇ 既存施設の民間委託内容（民間譲渡等）
 - 和光園（養護老人ホーム、永利町）⇒民間譲渡（平成19年4月）
 - 川内保育園（御陵下町）⇒民間譲渡（平成20年4月）
 - 甌島敬老園（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）⇒指定管理代行（平成21年4月）